

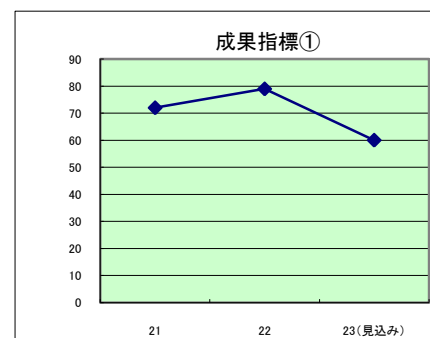
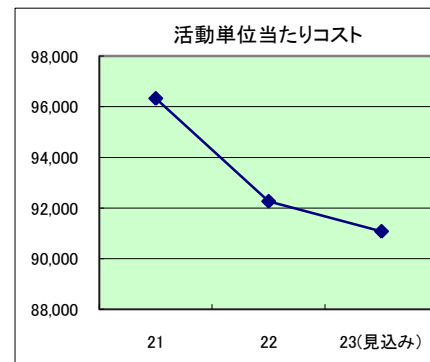
平成 23 年度 事務事業評価シート(平成 22 年度実施事業)

整理番号

総管04

事務事業名		法定外公共物管理事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともに作るまち	款	2	総務費	
	施策(節)	3	行財政運営	項	1	総務管理費	
	施策の方向			目	6	財産管理費	
				事業	7	法定外公共物管理	
関連する計画等				作成部署	総務部管財用地課		
事業の目的	対象(誰を・何を)			連絡先	072 - 958 - 1111 内線 2253		
	法定外公共物(里道・水路等)						
	意図(どういう状態にしたいのか)			法定外公共物の適正な管理と手続き等の効率化を図る。			
事業の内容	・法定外公共物境界明示業務 ・法定外公共物使用許可・工事施行承認業務 ・法定外公共物廃止・交換・処分業務 ・要綱・開発に伴う協議業務 ・法定外公共物要望対応業務 等						
	根拠法令等 羽曳野市法定外公共物管理条例・羽曳野市法定外公共物管理条例施行規則 等						
事業開始時期	☐ 昭和 17 年開始 ☐ 明確にはわからない ☒ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている			終了年度	平成 年度		
事業開始時からの状況変化	市が管理することにより市民に身近なものとなり、売払いや要望等が数多く寄せられようになっている。						
市民や議会の要望	法定外公共物の補修・整備の要望が数多く寄せられる。						
実施手法	☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()						
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()			委託内容	法定外公共物管理システム保守委託料		
	☒ 民間委託 ☐ その他				法定外公共物測量登記委託料		

区 分		21年度	22年度	23年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		2,822	3,389	3,889
人件費【2】 (千円)		15,000	13,680	12,960
職員数	正規職員	2.00 人	1.90 人	1.80 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		17,822	17,069	16,849
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	17,822	17,069	16,849
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		21年度	22年度	23年度(見込み)
① 法定外公共物財産管理総延長	k m	185	185	185
②				
③				
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)		96,335 円	92,265 円	91,076 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)		150 円	145 円	143 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方		平成21年度		平成22年度		平成23年度
	①	境界明示交付件数 (式)	件	官民境界明示申請により境界確定した交付合計数	目標	60	60	達成率(%)		60
					実績	72	79	131.7%		
	②	使用許可及び工事施行承認件数 (式)	件	使用及び工事施行申請により許可及び承認した合計数	目標	65	150	達成率(%)		70
					実績	81	231	154.0%		

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	財産管理者（行政財産）として法定外公共物の適正な管理を図る上で、必要な事業である。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	法定外公共物の適正な管理を図る上で、財産管理者（行政財産）として当然の業務であるので、廃止はありえない。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
		社会情勢の変化に対応している	☐	☐	☒	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
		国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である（経年、他市比較など）	☒	☐	☐	平成１７年度より市の財産になり、市の判断により管理することができるようになったことにより、事務手続き等の簡素化が図られている。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☐	☒	☐	
		民間活力（民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど）の活用について検討の余地がない	☐	☒	☐	
	有効性	上位の施策（目的）が明確である	☒	☐	☐	法定外公共物は、市民の日常生活に密接に関係してくるものであり、適正かつ厳正に管理を行う。
		上位の施策（目的）への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	財産管理者（行政財産）として適正な管理を行っているが、限られた人員配置の状況であっても、迅速な対応が求められる。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
		成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	平成１７年度より事業が開始したところであり、法定外公共物の公正適正な管理を行っていくうえで必要な事業である。	
	今後に向けて（取組方針、具体的な改善改革案など） 法定外公共物を適正に財産管理することにより、境界明示・使用許可等の手続きの効率化等による市民サービスの向上を図る。	
行革本部評価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☐ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	